

設 計 書	設 計 部 課 名	宇 和 島 市 上 下 水 道 局
表紙共 17 枚	設 計 年 月 日	令和7年7月18日

設 計 書  
( 閱 覧 用 )

工 事 名 ( 業 務 名 )	宇和島市漏水調査業務(2)		
工 事 場 所	宇和島市内一円		
完 成 予 定 日	令和8年1月30日	工 事 期 間	日 間

## 宇和島市

工事概要	今回		
	作業計画作成 L= 61.2km		
	現場下見調査 L= 61.2km		
	戸別音聴調査 N= 4,989戸		
	路面音聴調査(夜間) L= 58.8km		
	相関調査 L= 2.4km		
	漏水確認調査 L= 61.2km		
	報告書作成 L= 61.2km		
単価地区	宇和島市(42)	単価使用年月	令和7年7月
歩掛適用年月	水道施設維持管理業務委託積算要領 (平成30年12月)	基準適用年月	令和7年7月
適用工種	漏水調査業務	調整区分	単独
建設物価、積算資料等適用年月			

宇和島市

宇和島市

宇和島市

## 第 1号 作業計画作成

## 单值表

60 km 当り

(音聽作業主体)

宇和島市

## 第2号 現場下見調査

単価表

70 km 当り

(音聴作業主体)

種別・名称	規格・寸法	単位	当初			変更			摘要
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	
調査助手		人							
ガソリン		ℓ							
ライトバン損料	1.5ℓ	h							
ライトバン損料	1.5ℓ	日							
諸雑費		式	1.0						
計									
1 km 当り									: 標準作業量(km/日)(音聴作業主体)

宇和島市

### 第 3号 戸別音聽調査

## 单価表

380 戸当たり

50戸/km≤給水密度<150戸/km

宇和島市

## 第 4号 路面音聽調査（夜間）

## 単価表 7 km当たり

宇和島市

第5号 相関調査

单值表

1.2 km 当り

宇和島市

## 第 6号 漏水確認調査

## 単価表 7.6 km当たり

50戸/km $\leq$ 給水密度<150戸/km

宇和島市

## 第7号 報告書作成

単価表

基本事項のみ

## 令和7年度 宇和島市漏水調査業務(2) 数量集計表

作業計画作成	L=	61.2 km
現場下見調査	L=	61.2 km
戸別音聴調査	N=	4,989 戸
路面音聴調査（夜間）	L=	58.8 km
相關調査	L=	2.4 km
漏水確認調査	L=	61.2 km
報告書作成	L=	61.2 km

※平均給水戸数 4,989 戸 / 61.2 Km = 81.5 戸/km

## 令和7年度 宇和島市漏水調査業務(2) 平面図 NOSCALE



丸山配水区(柿原ブロック)  
路面音聴35.2km(夜間)  
戸別音聴3814戸

保手配水区  
路面音聴23.6km(夜間)  
戸別音聴1175戸

岩松配水区  
相関調査0.43Km

嵐系連絡送水区  
相関調査1.95Km

相関調査箇所集計表

km

岩松配水区1	0.07
岩松配水区2	0.22
岩松配水区3	0.10
岩松配水区4	0.04
嵐系連絡送水区1	0.19
	0.37
嵐系連絡送水区2	0.39
	0.15
嵐系連絡送水区3	0.19
	0.19
嵐系連絡送水区4	0.19
	0.31
嵐系連絡送水区5	0.16
	0.16
計	2.38
	2.4

### 作業数量

作業計画作成 61.2km  
現場下見調査 61.2km  
戸別音聴調査 4,989戸  
路面音聴調査(夜間) 58.8km  
相関調査 2.4Km  
漏水確認調査 61.2km  
報告書作成 61.2km

# 宇和島市漏水調査業務仕様書

令和7年7月

宇和島市上下水道局

## 第1章 総則

### 1-1 基準

この仕様書は、宇和島市上下水道局（以下「甲」とする）が発注する「宇和島市漏水調査業務」に適用する。

### 1-2 目的

本業務の目的は、甲の提供する管路情報により、管路情報の要因分析から異常管路の抽出を実施して、漏水調査を実施する。

更に収集したデータは施設管理及び管路更新等の施設改善を検討する資料とするため、甲の管理するコンピュータに対応可能なデータの作成を受注者（以下「乙」とする）によって実施する。

### 1-3 義務

本業務の遂行にあたって乙は、甲と打ち合わせ・協議・申請等において綿密な連携をとり、業務を遅滞なく完了させなければならない。

### 1-4 法令の遵守

本業務の履行にあたり、水道法のほか労働関係法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

### 1-5 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上定めるものとする。

### 1-6 守秘義務

乙は、当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

### 1-7 貸与資料の扱い

乙は業務に関して甲より貸与される資料類については、丁寧に取り扱い紛失・破損等に注意し、使用後は直ちに甲に返却しなければならない。また、甲の許可なくみだりに複製・他への公開・第三者への貸与等を禁止する。

### 1-8 契約内容の変更

業務進行中に発生する契約内容の変更については、その内容が軽微な場合については甲の指示に従い、大幅な変更が伴う場合においては事前に甲に申し出、別途協議の上解決を図るものとする。

### 1-9 安全管理

①労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

②業務の履行場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障がないように措置を講ずる。

③業務の履行に当たり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲へ文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

#### 1－10 従事技術者

乙は業務の着手に先立ち、技術者の経歴書を甲に提出し、承認を得なければならない。管理技術者・照査技術者は、水道全般の業務に対する豊富な知識・経験と、管路情報システムに対する知識・経験を有する者でなければならない。

#### 1－11 業務従事者の資質向上

乙は、維持管理業務に通じた業務従事者の育成を図り、業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。また、業務従事者は、常に施設の状態、状況を正確に把握して、業務を遂行しなければならない。

#### 1－12 現場調査

各調査班には10年以上の漏水調査実績を持つ者を1名以上配置するものとする。

外業等に従事する場合は身分証明書等を常時携帯する。

#### 1－13 土地への立ち入り等

本作業の実施にあたり、乙が現場調査のための敷地内や家屋等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ所有者等の了解を得て作業を実施する。

#### 1－14 その他

本仕様書及び設計書に定めてない事項・内容等に相互合致しない事項があるときは、双方にて協議し定めるものとする。

#### 1－15 提出書類等

##### ①作業着手時

- ・着手届
- ・作業計画書
- ・工程表
- ・管理技術者、照査技術者について(通知)
- ・技術者経歴書
- ・資格証の写し

##### ②作業期間中

- ・作業日報
- ・週間予定表
- ・漏水位置報告書
- ・協議事項書（議事録）

##### ③作業完了時

- ・完了届
- ・工程表(出来形時)
- ・作業写真
- ・調査報告書

## 第2章 調査の概要

### 2-1 調査内容

#### ①作業計画

調査業務の成果品に対する品質の保持を目的として、乙は作業計画書を作成し監督員に承認を得なければならない。

乙は一定の品質を保持した機器で測定しなければならない。この場合、一定期間内に点検・修理した実績書の写し及び使用機材一覧表を作成し、甲の承認を得なければならない。

作業工程表は効率的な現場運営ができるよう綿密な打ち合わせを実施した後に作成し、甲の承認を得なければならない。

その他、本作業の実施にあたり必要な官公庁等への手続きは、乙において処理し、その経過について甲に報告する。

#### ②施設調査

##### a 現場下見調査

調査区域の給・配・送水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行う

##### b 戸別音聴調査

音聴棒・漏水探知機等を用い、止水栓またはメーターの音振幅を測定し異常の有無を抽出する。

水道メーターボックス直近のユニオンから漏水していた場合は増し締めによる止水を試みる。

##### c 路面音聴調査

給・配・送水管路上の路面において漏水探知機等を用いて音聴し、異常の有無を抽出する。

##### d 漏水確認調査

音聴調査等による漏水音または漏水疑似音箇所を、ボーリングバーまたは相関式漏水探知機を用いて再調査し、漏水箇所を確定する。発見した漏水は、漏水調査票にて監督員に報告する。

必要に応じて多量漏水の修理後、漏水探知機等を用いて管路の健全度を確認する。

異常音が残存する場合、再調査を実施し管路の健全度を確認する。

##### e 相関調査

相関式漏水探知機等を用いて調査し、漏水箇所を抽出する。

#### ③報告書作成

施設調査結果及び漏水調査結果をまとめ、報告書を作成する。また、ワード・エクセル・PDF形式等の電子データをデータCDとして格納し提出する。

## 第3章 成果品及び工期

### 3-1 成果品

①調査結果図面	1式 (調査範囲図・漏水分布図)
②データCD	1枚
③漏水調査票	1式
④現場写真帳	1式
⑤作業日報	1式

### 3-2 責任範囲

本業務の工期内において調査対象地区に異常が発生した場合は、早急に調査を行うこととする。